

足監査公表第 8 号
平成 25 年 10 月 23 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岩 崎 勝

足利市監査委員 岡 本 篤 典

足利市監査委員 西 田 智 男

記

- 1 監査の種類 定例監査
- 2 監査実施日 平成 25 年 10 月 2 日 都市建設部
- 3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた関係帳簿、証ひょう類等について、試査により内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

- 4 監査の対象及び結果

監査の対象	監 査 結 果
都市建設部	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり指摘事項が見受けられた。 (道路河川課) ・道路境界査定用ファイリングシステムの賃貸借に対する支出(4月分から6月分)の手続が行われていなかった。 (市街地整備課) ・水処理センター内樹木剪定工事は、予算区分一般会計からの支出としては不適正である。